

「認定スキーム文書（JCSS 認定）」（JCIF01）第3版改正案にかかるご意見及び回答

ご意見	回答
<p>10.認定の対象とする範囲</p> <p>従来は『校正測定能力』としていたところを ISO/IEC17011:2017 に従って『拡張不確かさ』に改めたい、ということですが、同規格の 7.8.3 では、7.8.3 The scope of accreditation shall, at least, identify the following. c) For calibration laboratories:— the calibration and measurement capability (CMC)と記載され、対訳の JIS でも校正測定能力となっていて、『拡張不確かさ』という表現には到底、行きつかないのですが、この ISO/IEC/JIS の表記と変えてでも『拡張不確かさ』としたい理由が理解できません。他のドキュメントでの改正も同様です。再度、御確認をお願いします。</p>	<p>ISO/IEC 17011:2017 7.8.3c では、“校正測定能力”は以下のもので表されると記述されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①測定対象量又は標準物質 ②校正若しくは測定の方法又は手順及び校正若しくは測定される器具又は物質の種類 ③該当する場合、測定範囲及び追加のパラメータ ④測定不確かさ <p>すなわち、“校正測定能力”とは、不確かさのみを指すのではなく、①～③も含む概念であるとしています。その旨本文書 16.5 にも記述しています。</p> <p>この記述によれば、本文書第 10 章の記述「認定に係る区分、校正手法の区分、計量器等の種類、校正範囲及び校正測定能力等の詳細」において、校正測定能力以外の要素（認定に係る区分、校正手法の区分、計量器等の種類、校正範囲）は上記①～③に相当し、校正測定能力に含まれることになるため、記述が重複してしまっています。この“校正測定能力”を“拡張不確かさ”に変更することで重複が解消されます。今後は、「認定に係る区分、校正手法の区分、計量器等の種類、校正範囲及び拡張不確かさ等の詳細」がまとめて“校正測定能力”と称されることとなります。</p>

ご意見	回答
<p>16.5 認定情報の公表</p> <p>今までは、認定範囲に校正測定能力があり、JCSS 登録証には校正測定能力として拡張不確かさの値が記されていた。よって、校正手順書等、校正測定能力として不確かさの値を記していた。が、今回、校正測定能力の一部として拡張不確かさが記されることとなった。</p> <p>となると、JCSS 登録証の校正測定能力は『拡張不確かさ』と記されるようになるのか？また、校正手順書等は、校正測定能力ではなく、『拡張不確かさ』と記さなければならなくなるのでしょうか？</p>	<p>現在、JCSS 及び ASNITE 校正の全登録・認定事業者様の当方 HP 公開情報については、従来“校正測定能力”とされていた不確かさを“拡張不確かさ”に変更させていただきました。現在事業者様が保有されている登録証／認定証別紙につきましては、次回登録更新／再認定審査または登録証／認定証変更を伴う変更届への対応において、“拡張不確かさ”へ変更した登録証／認定証を発行させていただきます。</p> <p>事業者様の管理文書中にある“校正測定能力”は、今後は適切な記述に変更（例えば“校正測定能力の拡張不確かさ”など）いただきたく思いますが、直ちに変更届としての提出が必要というものではありません。文書の定期見直し時、登録更新／再認定申請時等適切な時期に反映いただければ結構です。</p>

以上